

## 酒々井町農業委員会 5 月総会会議録

平成 30 年 5 月 7 日 (月)

分庁舎 2 階第 1 多目的室

午後 4 時から午後 4 時 40 分

局 長 それでは定刻になりましたので、会長お願いいたします。

会 長 みなさん、田植えは終わりましたか。ご苦労様でした。うちの方も終わらして、浦安の田植えツアーも終わらして、一段落したところで、農業委員会の総会ということで、月曜日できついですけれども、よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから平成 30 年 5 月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案 3 件、専決処理報告 1 件、その他 1 件ですので、よろしくお願ひします。

局 長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8 名中、8 名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、4 番 木我恭子 委員、5 番 石橋義弘 委員を指名します。また、書記に事務局の宗島主査を任命します。

議 長 それでは、第 1 号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、整理番号 1 から 5 までは再設定ですので、一括して事務局より説明願ひます。

局 長 第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 1 から 5 について、説明させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。先ず整理番号 1 についてですが、貸付者は、中川在住者、借受者も中川在住者です。設定場所は、中川の農地で、地目は田、面積は 5,998 m<sup>2</sup>、利用計画は田です。賃借料は、コシヒカリ 1 等米 540 kg で 10 a 当たり約 90 kg です。備考ですが、前回は、平成 25 年 5 月 1 日から 5 年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は 5 年ということです。位置

につきましては、2 ページ、4 ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の 3 ページをご覧ください。整理番号 2 についてですが、貸付者は、共有持ちの農地で中川在住の管理人代表者、借受者は、整理番号 1 と同じ方です。設定場所は、中川の農地、地目は田、面積は 998 m<sup>2</sup>、利用計画は田です。賃借料は、1 等米 90 kg です。備考ですが、今回は、平成 25 年 5 月 1 日から 5 年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は 5 年ということです。位置につきましては、4 ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の 5 ページをご覧ください。整理番号 3 についてですが、貸付者は、下岩橋在住の相続人代表者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地 2 筆、地目は田、面積は合計で 3,989 m<sup>2</sup>、利用計画は田です。賃借料は、1 等米 360 kg で 10a 当たり 90 kg です。備考ですが、今回は、平成 25 年 6 月 1 日から 5 年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は 5 年ということです。位置につきましては、6 ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の 7 ページをご覧ください。整理番号 4 についてですが、貸付者は、東京都杉並区在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地、地目は田、面積は合計で 575 m<sup>2</sup>、利用計画は田です。賃借料は、11,000 円で、10a 当たり約 19,130 円です。備考ですが、今回は、平成 27 年 6 月 1 日から 3 年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は 3 年ということです。位置につきましては、8 ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の 9 ページをご覧ください。整理番号 5 についてですが、貸付者は、上岩橋在住者、借受者は、整理番号 4 と同じ方です。設定場所は、上岩橋の農地 2 筆、地目は田、面積は合計で 1,157 m<sup>2</sup>、利用計画は田です。賃借料は、22,000 円で、10a 当たり約 19,000 円です。備考ですが、今回は、平成 27 年 6 月 1 日から 3 年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は 3 年ということです。位置につきましては、10 ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号 1 から 5 すべての計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は整理番号の1、2、4、5が小坂推進委員、整理番号3については、秋葉推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたら小坂推進委員からお願いします。

小坂推進委員 整理番号1は借受け者は、入植の方で熱心に耕作しており、再設定ですので、特に問題ありません。整理番号2番も借受け者も同じ方で再設定ですので、特に問題ありません。整理番号4は、借受け者は自宅のすぐ前で、やはり再設定ですので、問題ありません。整理番号5番も同様自宅前で、再設定ですので問題ありません。以上です。

秋葉推進委員 整理番号3ですが、再設定ですので問題ありません。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。再設定で特に問題がないようでしたら、一括して採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

議 長 それでは、異議なしとのことですので、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号1から5について、一括して採決をいたします。原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1から5につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号6について、事務局より説明願います。

局長 第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号6について説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。貸付者は、柏木在住者、借受者は、公益社団法人千葉県園芸協会理事長になります。設定場所は、上岩橋の農地1筆と柏木の農地5筆、地目は田、面積は合計で3,323㎡です。利用権の種類は、農地中間管理権です。備考ですが、本案件は、農地中間管理事業を利用した農地の貸借で、農業経営基盤強化促進法を利用して、農地を千葉県園芸協会に一旦預け、借り手を探してもらう手続きで、次の第2号議案で農用地利用配分計画（案）が示されており、意見をいただくことになっております。位置につきましては、12ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は秋葉推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

秋葉推進委員 整理番号6の〇〇〇〇さんから千葉県園芸協会の方に中間管理事業を利用した賃借ということで、話がありました。実際に耕作するのは、第2号議案の中で出ていますが、〇〇〇〇さんが耕作をするようになっています。〇〇さんは、若くて、規模の方も拡大しておりますので、問題なく耕作を続けられると思います。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号6について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号6に

つきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について、事務局より説明願います。

局 長 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について説明させていただきます。資料の13ページをご覧ください。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町長より農業委員会に対して、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案の適否についての意見を求められたものです。町が農業委員会の意見を聴取した上で公告を行った後、農地中間管理機構は同機構作成の農用地利用配分計画案に搭載された借受希望者に千葉県 の認可を得て貸し付けます。貸付者は、第1号議案の整理番号6で農地中間管理権得た公益社団法人千葉県園芸協会、借受者は、柏木在住者です。設定場所は、第1号議案の整理番号6で説明させていただきました上岩橋の農地1筆と柏木の農地5筆で、地目は田、面積は合計で3,323㎡、利用計画は田です。賃借料は、米約5俵で10a当たり約1.5俵、設定期間は、10年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、14ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員の説明は、先程、秋葉推進委員から説明がありましたので、よろしいですか。

秋葉推進委員 はい。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 特にないようですので、意見聴取に移りたいと思います。事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、町に付すべき意見がありましたらお願いします。

<意見等なし>

議長 特になさうですので、これから採決を行います。第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用配分計画(案)につきましては、農業委員会として意見なしとして回答することに決定します。

議長 次に、第3号議案 農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局長 第3号議案 農地法第3条許可申請について説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。譲受人は、柏木在住者、譲渡人は、尾上在住者です。申請地は、柏木の農地2筆で、地目は田、面積は合計で2,299㎡です。申請理由ですが、譲渡人は農業経営の規模縮小、譲受人は、農業経営の規模拡大とのことです。譲受人の経営面積は、田と畑で50a以上の面積要件を満たしております。作付作目は、米で、権利の種類等は、所有権移転です。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、秋葉推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。位置につきましては、16ページから19ページの位置図、公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は秋葉推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

秋葉推進委員 譲受人は、この近くにも水田がございまして、耕作をしておりますので、引き続いて耕作していただけたと思います。

議 長 地区担当推進委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯田委員 譲渡し人の〇〇〇〇さんは、亡くなった〇〇〇〇さんに頼んで、今まで作っていたと思いますが、ほかの所はどうなっていますか。

局 長 今回は、この2筆の申請のみとなっております。

飯田委員 尾上の方にも田がありますが、全部人に貸してあって、本人は作っていないと思います。

局 長 他の所有地については、特に聞いておりません。

議 長 他にないようですので、これから採決を行います。第3号議案 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 挙手全員でございますので、第3号議案 農地法第3条許可申請につきましては、許可することに決定します。

議 長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第5条届出について、報告をお願いします。

局 長 それでは専決処理報告の農地法第5条の届出について説明させていただきます。資料の20ページをご覧ください。譲受人は、千葉市稲毛区在住者、譲渡人は、成田市在住者です。届出地は、酒々井の農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計で306㎡、届出理由は、専用住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成30年3月28日付け、酒農委第5号の16で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、21ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、その他について、何かありますか。

<農地の幹旋について説明>

議 長 農地の幹旋については、誰かおりましたら事務局までお願いします。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 7日の木曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、7日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。  
特にないようなので、来月の総会は、7日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。